

# 地域振興対策特別委員会資料

## 目 次

### 【説明事項】

	頁
1 防災・減災の取組と防災力強化のための人材育成の 取組について . . . . .	1

令和3年9月22日

総 務 部

# 防災・減災の取組と防災力強化のための人材育成の取組について

危機管理局

## 1 防災・減災の取組

### (1) 大規模災害に備えた減災・応急体制

#### ア 地震・津波の被害想定

南海トラフ巨大地震による本県の被害想定について、最新のデータを用いて更新調査を行った。これまで講じてきた施策の減災効果の把握や課題の抽出を行い、今後の防災・減災対策に資することを目的に実施した。

項目	令和元年度調査	平成25年度調査
最大震度	7	7
最大浸水面積	約14,360 ha	約14,280 ha
最大津波高	17m	17m
最短津波到達時間	約14分	約14分
建物被害（全壊）	約80,000棟	約89,000棟
人的被害（死者）	約15,000人	約35,000人

#### イ 防災・減災に向けた取組

県では、「新・宮崎県地震減災計画（令和3年3月改訂）」により、津波避難施設の整備や避難場所における資機材等の配備、建築物の耐震化の推進、県民防災意識の啓発など、防災・減災に向けた取組を進めている。

#### (ア) 減災力強化推進事業

市町村が実施する津波避難施設の整備をはじめ、指定緊急避難場所や指定避難所、避難経路の整備等に対して県が支援する。

- ① 予算額（R3） 34,100千円
- ② 事業期間 令和3年度～令和5年度
- ③ 事業主体 市町村
- ④ 補助率 4分の1又は3分の1 ※市町村の財政力指数による



〈津波避難タワー〉



〈災害用応急給水タンク〉

#### ○津波避難施設の整備計画（26基のうち25基が完成）

- ・宮崎市 6基
- ・延岡市 3基（1基は令和3年度完成予定）
- ・日南市 1基
- ・日向市 10基
- ・串間市 2基
- ・高鍋町 2基
- ・新富町 2基

※ すべて完成すれば、県内の津波避難困難地域は解消される。

## ウ 応急体制の構築に向けた取組

### (ア) 応急対策受援体制構築支援事業

南海トラフ地震等の大規模災害への対策として、災害発生時に国等からの人的・物的支援を円滑かつ確実に受け入れるため、市町村が定める受援計画等に記載された受援対象業務に必要な資機材の購入に対して県が支援する。

- ① 予算額 (R3) 3,276千円
- ② 事業期間 令和3年度～令和5年度
- ③ 事業主体 市町村
- ④ 補助率 4分の1又は3分の1 ※市町村の財政力指数による

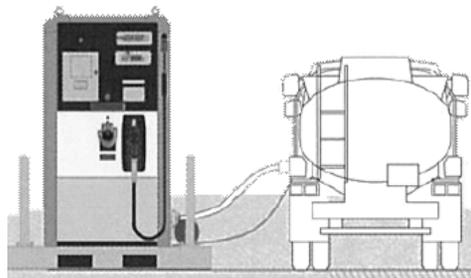
### (イ) 大規模災害に備えた燃料備蓄・供給体制整備事業

大規模災害時における給油所の被災や燃料不足に備えて、救助活動拠点等に災害時専用臨時給油設備を導入するとともに、防災救急ヘリコプター用の備蓄燃料庫を整備する。

- ① 予算額 (R3) 29,575千円
- ② 事業期間 令和3年度～令和4年度
- ③ 事業主体 県



〈東日本大震災時の燃料逼迫状況〉



〈災害時専用臨時給油設備〉

### (ウ) 大規模災害時における物資の安定供給調査事業

南海トラフ地震等の大規模災害が発生した場合に備え、発災後3日目までの初動期において、物資を効率的に避難所等に供給できるよう、備蓄場所や備蓄量、備蓄施設の整備改修費などに関する調査を行う。

- ① 予算額 10,600千円
- ② 事業期間 令和3年度
- ③ 事業主体 県

### (エ) 災害備蓄物資の備蓄状況

「宮崎県備蓄基本方針」に基づき、被災者等の保護を行うため最低限必要な物資(10品目)を計画的に備蓄することとしている。

(令和3年7月末現在)

品目 [主なもの]	数量
食料 (アルファ米等)	70,520食分
毛布	44,000枚
簡易・携帯トイレ	488,000枚
紙おむつ (幼児用)	24,608枚
不織布マスク	240,000枚
消毒液	4,000ℓ

## (オ) 災害時応援協定の締結状況

「宮崎県地域防災計画」に定める災害時の応急・復旧対策を迅速かつ円滑に実施するため、事前に民間事業者等と災害時における応援協定を116件（令和3年8月末現在）締結している。

### [代表的なもの]

#### ① 応急・復旧対策

宮崎県建設業協会、宮崎県建築協会、宮崎県管工事協同組合連合会 等

#### ② 物資（食料、飲料水、生活必需品、燃料等）の供給

宮崎県石油商業組合、宮崎県LPGガス協会、宮崎県畳工業組合 等

#### ③ 医療・救護活動

宮崎県医師会、宮崎県薬剤師会、宮崎県看護協会 等

#### ④ 広報・報道・情報通信

日本放送協会（NHK）宮崎放送局、宮崎放送（MRT）、テレビ宮崎（UMK）、宮崎日日新聞、宮崎県情報産業協会 等

## (2) 県民の防災意識の向上のための啓発・広報の取組

### ア 避難に関する基本姿勢と分かりやすい情報のための工夫

温暖化等に伴う気象状況の激化や行政職員の人員が限られる中、突発的に発生する激甚な災害への行政主導のハード対策・ソフト対策には限界があることから、防災対策を維持・向上するため、国民全体で共通理解のもと、住民は、「自らの命は自らが守る」（自助）意識を持ち、行政は住民が適切な避難行動をとれるよう全力で支援する。

#### (ア) 『警戒レベル』の設定・・・防災気象情報（気象庁）と避難情報（市町村）の連携

災害発生の高まりに応じて、住民がとるべき行動を5段階に分け、「行動を住民に促す情報」及び「行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解しやすいものとする。

#### (イ) 避難情報の改正

- ・「警戒レベル4に避難勧告・指示の両方が位置付けられているため住民に分かりにくい。」「避難勧告・指示両方の意味を正しく理解されていない。」ため、避難勧告を廃止し、「避難指示」に統一することで、分かりやすくするとともに、避難のタイミングを明確にした。
- ・早期避難を促すターゲットや取るべき行動を明確にするため、避難準備・高齢者等避難開始を「高齢者等避難」へ、災害発生情報を「緊急安全確保」へ名称を変更した。

避難情報等 (警戒レベル)				河川水位や雨の情報 (警戒レベル相当情報)	
警戒 レベル	状況	住民がとるべき行動	避難情報等	防災気象情報(警戒レベル相当情報)	
				浸水の情報(河川)	土砂災害の情報(雨)
5	災害発生 又は切迫	命の危険 直ちに安全確保!	緊急安全確保	5 相当	氾濫発生情報 大雨特別警報 (土砂災害)
~~~~~ <警戒レベル4までに必ず避難! > ~~~~~					
4	災害の おそれ高い	危険な場所から 全員避難	避難指示	4 相当	氾濫危険情報 土砂災害警戒情報
3	災害の おそれあり	危険な場所から 高齢者等は避難	高齢者等避難	3 相当	氾濫警戒情報 洪水警報 大雨警報
2	気象状況悪化	自らの避難行動を確認	大雨・洪水注意報	2 相当	氾濫注意情報 ——
1	今後気象状況悪化 のおそれ	災害への心構えを高める	早期注意情報	1 相当	—— ——

## イ 早期避難を後押しする防災情報リテラシー向上のための取組

### (ア) 防災啓発(自助力強化事業)

「耐震化(家具の固定を含む。)」 「早期避難」 「備蓄」 の3つの減災行動を中心に、テレビ、ラジオ、雑誌、SNS等を活用した防災啓発情報の発信や啓発イベントを実施する。



令和2年度「防災週間」



令和2年度「東日本大震災から10年」



みやざきシェイクアウト

### (イ) 防災士出前講座(共助力強化事業)

自主防災組織や自治会、学校、企業等に防災士を講師として派遣し、講話やワークショップを通して地域防災力の向上を図る。



講話の様子



小学校での  
フィールドワークの様子

## 2 防災力強化のための人材育成等

### (1) 地域の防災力向上のための人材育成（共助力強化事業）

防災意識の啓発や知識・技能の習得等に携わる地域防災リーダー（防災士等）の育成に取り組むとともに、防災士を活用した避難所運営訓練等を通して、自主防災組織の活動を支援し、県民が互いに助け合う「共助の力」の強化を図る。

#### ア 防災士の養成と活用

##### (7) 防災士養成研修

家族や地域、学校、事業所等における防災活動の中核人材を育成するため、平成18年度に養成を開始し、平成20年度からは、県がNPO法人日本防災士機構から防災士養成研修機関としての認証を受けて養成研修を実施している。

（各年4月末、令和3年は5月末現在）

	H17	H18	H19	・・・	H29	H30	R1	R2	R3
防災士数(人)	1	21	108	・・・	3,710	4,198	4,766	5,304	5,646
男性	-	19	98	・・・	2,951	3,304	3,694	4,038	4,293
女性	1	2	10	・・・	759	894	1,072	1,266	1,353

##### (4) 防災士出前講座【再掲】

	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
実施回数(回)	124	162	170	61
受講者数(人)	10,367	10,977	9,964	3,686

##### (7) 地域防災力向上事業（防災士・市町村連携促進事業）

市町村が選定した地域（地区）に防災士を派遣し、地区防災計画の策定や住民主体の避難所運営訓練（マニュアル作成を含む。）を市町村と連携しながら支援する。

※現在、宮崎市（小松台地区）、都城市（横市地区自治公民館）が実施中

#### イ 防災力向上に係るセミナーや計画作成支援を通じた人材育成

##### (7) 地域の防災セミナー

自主防災組織（自治会等を含む。）や地域住民を対象に、県内を2ブロックに分けて専門家を招聘した講演会を実施する。

※令和3年度は、小林市、日向市で開催予定（R3.8.10現在）

##### (4) 地区防災計画・個別避難計画策定支援研修

市町村職員（防災・福祉）、福祉関係機関、防災士、自主防災組織の役員等（自治会等を含む。）を対象に、「地区防災計画」及び在宅の避難行動要支援者に対する「個別避難計画」の策定支援に関する研修を実施する。

《参考》

**地区防災計画**・・・市町村内の一定の地区の居住者及び事業者が行う自発的な防災活動に関する計画。

**個別避難計画**・・・避難行動要支援者ごとに、避難場所・緊急時の連絡先・避難支援者の情報・避難時に配慮しなければならない事項等を記載しておくもの。

※過去の災害で高齢者や障害のある方が被害（＊）を受けていることを踏まえ、災害時の避難支援等を実効性のあるものにするために、令和3年5月の災害対策基本法の改正で、個別避難計画の作成は市町村の努力義務となった。

＊過去の災害における高齢者の死者の割合

- ・令和2年7月豪雨 約79%（65歳以上）  
（うち熊本県 約85%）
- ・令和元年台風第19号 約65%（65歳以上）
- ・平成30年7月豪雨 約70%（愛媛県、岡山県、広島県の死者数のうち60代以上）  
（うち倉敷市真備町 約80%（70歳以上））

[令和元年台風第19号等を踏まえた高齢者等の避難に関する

サブワーキンググループ最終とりまとめ概要から]

(ウ) 避難確保計画作成支援講習会

浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び市町村における指導・助言態勢を支援するため、施設管理者等及び市町村職員（防災・福祉・教育）を対象に、講習会を実施する。

《参考》

・平成28年 平成28年台風第10号で高齢者施設が被災し、利用者9名が死亡

・平成29年6月 水防法及び土砂災害防止法を改正

浸水想定区域や土砂災害警戒区域内（以下「危険区域内」という。）の要配慮者利用施設＊の施設管理者等は、避難確保計画の作成・避難訓練の実施が義務化

＊市町村地域防災計画にその名称及び所在地が定められた施設が対象

・令和2年 令和2年7月豪雨で高齢者福祉施設が被災し、利用者14名が死亡

・令和3年5月 水防法及び土砂災害防止法を改正

①一定の要配慮者利用施設の施設管理者等が作成した避難確保計画について、当該計画の報告を受けた市町村長が当該施設管理者等に対して、必要な助言・勧告をすることができる制度を創設

②避難訓練を実施した場合は、施設管理者等から市町村長に対して訓練結果を報告することが義務化

(2) 自治体職員の防災力向上のための人材育成（公助力強化事業）

ア 災害応急業務研修

市町村職員（防災）を対象に、災害応急対応（受援のあり方、物資対策、避難所運営の注意点）に係る研修を実施する。

## イ 被災家屋の被害認定調査研修

県及び市町村職員を対象に、被災者の生活再建に欠かせないが、災害時にしか発生しない業務である被災家屋の被害認定調査の方法について研修を実施する。

### (3) 消防団の強化・活性化のための取組

#### ア みやざき消防団活動加入・定着促進事業

みやざき消防団加入・定着促進事業は、消防団員加入促進に係る事業として、令和3年度から令和5年度まで実施することとしている。

〔事業内容〕

- (ア) 若手・女性消防団員による意見交換会を実施し、消防団員確保に係る課題を把握する。
- (イ) 宮崎県女性消防団員活性化大会を開催し、女性消防団員の定着化を図る。
- (ウ) 消防団の広報誌及び消防団加入促進のためのチラシを作成し、図書館等を通して広く県民へ供覧するほか、加入促進チラシは大学生や高校生にも配布する。

(参考) 消防団員数の推移

年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
消防団員数(人)	14,688	14,536	14,439	14,163	13,971
男性	14,332	14,144	14,032	13,742	13,551
女性	356	392	407	421	420
前年度比(%)	▲105	▲188	▲112	▲290	▲191
※平均年齢(歳)	38.12	38.50	39.03	39.53	—

#### イ みやざき消防団活動基盤確保事業

〔県消防操法大会〕

消防団員の消防操法技術の錬成及び士気の高揚を図り、消防活動の充実発展に寄与することを目的として2年に一度開催している。

※ 新型コロナウイルス感染症の影響で2年連続で延期。

〔県消防大会〕

県内の消防団員、消防職員及び消防関係者が一堂に会し、消防防災に功労のあった方々の功績を称え、消防団員及び消防職員の士気の高揚と防火防災思想の普及啓発を促進し、本県消防の一層の活性化に資することを目的として開催している。



(県消防操法大会)

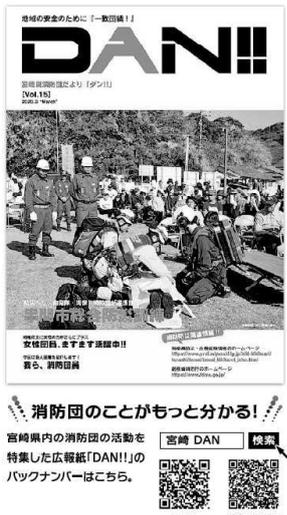


(県消防大会)

## ウ 「みやざき消防団の日」の制定

消火活動のほか、災害時における被災者の救助・捜索活動、日頃の防災啓発活動など、地域防災の要として活動している消防団に対して感謝の気持ちを表し、併せて消防団員の士気高揚と消防団への加入促進を図るために、毎年3月第三土曜日を「みやざき消防団の日」としている。

令和2年度は、消防団活動を県民によく知ってもらうために、「みやざき消防団の日」を柱とした広報啓発活動として、県政番組での告知やラジオへの出演、テレビCM、加入促進チラシによるPRや、「みやざき消防団の日」当日の朝刊を使った広告によるPR等を行った。



地域の安全のために「一救団員！」  
**DAN!!**  
宮崎県消防団員募集要項「DAN!!」  
DAN!! Web  
DAN!! Web

女性団員、必ずまず連絡先!!  
DAN!! Web

消防団のことがもっと分かる!  
宮崎県内の消防団の活動を  
特集した広報紙「DAN!!」の  
バックナンバーはこちら。

毎年3月第三土曜日(原則)  
本日、3月20日は「みやざき消防団の日」

「みやざき消防団の日」は、日頃から地域の安全を確保するため活躍している消防団の皆さまへの感謝の気持ちを表し、消防団員の士気高揚と消防団への加入促進を図るために宮崎県が制定したものです。

# 消防団活動に力を貸してください!!

消防団は地域防災の要として重要な役割を担っています。地域消防力をなお一層強化するためには、あなたの力が必要です。消防団活動にご興味を持たれた方は、ぜひ、お住まいの市町村または各消防本部へお問い合わせください。

..... 教えて!! 消防団 .....

「消防団員はボランティアですか?」  
消防団員は、非常勤特別職の地方公務員です。ので、「報酬」が支払われるほか、現場に出動した場合は「出勤手当」が支払われます。

「会社員や学生でも消防団員になれますか?」  
消防団員の職業や年齢層は幅広く、自営業者、サラリーマン、学生、主婦などさまざまな人たちが活躍しています。なお、18歳以上であれば入団できます。

「消防団はどのような活動を行っているのですか?」  
消火活動や救助活動、水害の危険があるときは土のう積みなどの水防活動、ほかにも、行方不明者の捜索活動など、地域の安全に関わる活動を行っています。また、災害が発生していないときでも、救命講習や、各家庭への防火指導などを行っています。

「学生消防団活動認証制度(県内一部市町が導入)について教えてください」  
消防団員として地域貢献をした大学や専門学校の学生に対して、自治体がその活動を認証することにより、就職活動を支援している制度です。学生団員のメリットとしては、消防団活動を行うことにより、実証的な災害対応能力が身につくだけでなく、幅広い年代の社会人と交流することで、広い視野を持つことができます。

「消防団員を積極的に雇用する事業所への支援について」  
勤務時間中の消防団活動への便宜や、従業員の人間促進などを積極的に行う事業所は、「消防団協力事業所表示制度」に基づく表示証を受け取ることができ、事業所の社会貢献に関する「イメージアップ」につながります。

宮崎県危機管理庁消防保安課 ☎0985(26)7627

(令和3年3月20日宮崎日日新聞掲載)

## エ 機能別消防団員制度

通常の消防団活動に参加できない人が、能力や仕事の事情等に応じて特定の活動のみ参加する制度であり、時間帯を限定した活動や特定の種別の災害のみ活動し、消防団の機能を補完する役割を期待されている。

〔県内の機能別消防団 (令和3年4月1日現在)〕

消防団	団員数	活動内容
宮崎市消防団	113	水上バイク隊(12名)、大規模災害団員(101名)
延岡市消防団	52	災害時の初期対応、バイク隊(27名※基本団員を含む)
日南市消防団	39	消火活動等
小林市消防団	52	消火活動等
日向市消防団	92	災害出動、バイク隊(14名)
えびの市消防団	6	災害時の行方不明者捜索等
高鍋町消防団	9	昼間火災及び大規模災害に出動
新富町消防団	4	消防防災活動支援
西米良村消防団	53	消防防災活動支援
川南町消防団	29	大規模災害団員(29名)
都農町消防団	68	昼間の火災等に出動
門川町消防団	38	バイク隊、大規模災害団員(26名※バイク隊兼務)
美郷町消防団	106	予防啓発活動、有事の後方支援等
計	661	

## オ 学生消防団活動認定制度

消防団員として地域に貢献した大学及び各種学校の学生に対して、市町村長が証明書を交付し、就職活動が有利になるよう支援する制度で、宮崎市、都城市、延岡市、日南市及び綾町で導入されている。

### 学生大活躍中!!



宮崎大学の地域資源創成学部では、「地域の防災を担いたい!」という学生らが集まり、平成28年にサークル「宮崎大学学生消防隊」を発足。現在、男女合わせて30名以上が在籍しており、屋内消火栓の操作訓練など、活動内容は実際の消防団さながら。サークル内には、住んでいる地域の消防団に加入している学生も多く、地域防災の要として大活躍中です。

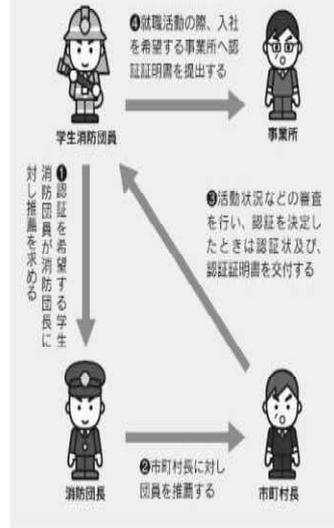
### ご存知ですか? 学生消防団活動認定制度

**学生消防団活動認定制度とは**  
消防団員として地域社会へ貢献をした大学および専門学校などの学生に対して、市町村がその活動を認証することにより、就職活動を支援するものです。認証を受けた学生は、就職活動の際に交付された証明書を企業等に提出し、自己PRに活用することができます。令和2年4月1日時点で、9市町において48名の学生の消防団員が活動しています。学生消防団活動認定制度については、現在、宮崎市・都城市・延岡市・日南市・綾町で導入されています。

#### 学生のメリット

消防団活動を行うことにより、実践的な災害対応能力が身に付くだけでなく、幅広い年代の社会人と交流することで、広い視野を持つことができます。また、地域貢献の実績が評価されることは学生の自信につながり、さらなる成長を促すことが期待できます。

#### 手続きの流れ



(加入促進チラシより抜粋)

